

○地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規程

平成2年12月21日

公安委員会規程第8号

〔注〕平成19年4月から改正経過を注記した。

改正	平成5年12月公安委員会規程第3号	平成10年4月公安委員会規程第2号
	平成11年3月公安委員会規程第1号	平成14年5月公安委員会規程第14号
	平成17年1月公安委員会規程第1号	平成17年4月公安委員会規程第5号
	平成19年4月公安委員会規程第4号	平成20年3月公安委員会規程第6号
	平成21年3月公安委員会規程第1号	平成25年8月公安委員会規程第2号
	平成28年1月公安委員会規程第2号	平成28年3月公安委員会規程第7号
	平成30年3月公安委員会規程第1号	平成31年3月公安委員会規程第2号
	令和3年3月公安委員会規程第1号	令和6年3月公安委員会規程第1号

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規程を次のように定める。

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規程

第1章 地域交通安全活動推進委員

(趣旨)

第1条 地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）及び地域交通安全活動推進委員協議会（以下「協議会」という。）に関しては、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）及び広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この公安委員会規程の定めるところによる。

(推薦)

第2条 推進委員は、法第108条の29第1項に規定する要件を満たす者であつて、細則第23条の規定により協議会が組織される区域（以下「活動区域」という。）を管轄する警察署長（以下「署長」という。）が推薦するものとする。

2 署長は、前項の推薦に当たっては、活動区域に居住し、勤務する等活動区域の交通の状況に精通していると認められる者について推薦するものとし、別記様式第1号の地域交通安全活動推進委員推薦報告書により交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）を経由して行うものとする。

（一部改正〔令和6年公安委員会規程1号〕）

(委嘱等)

第3条 推進委員を委嘱するときは、別記様式第2号による辞令（以下「辞令」という。）により行うものとする。

2 推進委員には、規則別記様式第1号による地域交通安全活動推進委員証及び規則別記様式第2号による標章を付した記章等（以下「地域交通安全活動推進委員証等」という。）を交付するものとする。

3 地域交通安全活動推進委員証の再交付の申請は、当該推進委員が別記様式第3号の地域交通安全活動推進委員証再交付申請書を提出することにより行うものとする。

4 署長は、推進委員がその任期を満了したとき又は推進委員でなくなったときは、地域交通安全活動推進委員証等を返納させるものとする。

(一部改正〔令和6年公安委員会規程1号〕)

(周知措置)

第4条 署長は、推進委員の委嘱がなされたときは、当該推進委員の氏名、活動区域及び連絡先を広島県警察のホームページに掲載するなどの方法により地域住民に周知徹底させるものとする。

(一部改正〔令和6年公安委員会規程1号〕)

(定数)

第5条 活動区域ごとの推進委員の定数は、別表の地域交通安全活動推進委員定数のとおりとする。

2 任期中において、警察署の管轄区域が変更された場合には、当該管轄区域に居住し、又は勤務する推進委員については、管轄区域変更後の警察署の推進委員とする。この場合において、推進委員の数が別表の規定による定数を超過しているとき又は推進委員に欠員が生じているときは、その数をもって推進委員の定数とする。

(活動区域外の地域における活動)

第5条の2 推進委員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その活動区域外の地域において活動することができる。

(1) 1の市区町村の区域内に複数の活動区域がある場合における当該各活動区域の推進委員が、相互に協力して当該市区町村の区域全体の交通の安全と円滑に資するための活動を行う場合

(2) 前号のほか、当該活動区域外における活動がその活動区域内の地域における交通の安全と円滑に資するものである場合

(3) 第15条第4項の規定により派遣された推進委員が、定められた期間及び地域内におい

て活動する場合

- 2 前項第1号又は第2号に掲げる場合にその活動区域外の地域において活動しようとする推進委員は、事前に所属する協議会を通じて当該推進委員の活動区域を管轄する署長に届け出るものとする。

(一部改正〔令和6年公安委員会規程1号〕)

(講習及び指導)

第6条 規則第8条第1項の講習及び規則第9条の指導の要領については、警察本部長（以下「本部長」という。）が別に定めるものとする。

(報償金)

第7条 推進委員に報償金を支給するものとし、その額は予算の範囲内において本部長が定める。

- 2 報償金は、3月の初日に在任している推進委員に対して、それぞれ3月の末日に支払うものとする。ただし、その日が広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条第1項の県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い県の休日でない日を支払日とする。
- 3 報償金の支払方法は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第165条の2の規定による口座振替払とする。

(解嘱)

第8条 署長は、推進委員が法第108条の29第5項各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに別記様式第4号の地域交通安全活動推進委員解嘱事由認知報告書により、交通企画課長を経由して本部長に報告するものとする。

- 2 法第108条の29第5項の規定により推進委員を解嘱しようとするときは、当該推進委員に対し規則第10条の規定による通知を、別記様式第5号の通知書により弁明すべき期日の2週間前までに行うものとする。
- 3 推進委員に対し前項の通知をし、弁明の機会を与えたにもかかわらず、正当な理由がなく期日までに弁明を行わないときは、弁明を聴かないで解嘱することができるものとする。
- 4 推進委員を解嘱したときは、辞令により行うものとする。
- 5 第4条の規定は、推進委員の解嘱について準用する。この場合において、同条中「連絡先」とあるのは「解嘱された日」と読み替えるものとする。

(一部改正〔令和6年公安委員会規程1号〕)

(辞職の承認)

第9条 推進委員を辞職しようとする者は、別記様式第6号の辞職願を交通企画課長を経由

して広島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出するものとする。

- 2 推進委員の辞職を承認したときは、辞令により行うものとする。
- 3 第4条の規定は、推進委員の辞職の承認について準用する。この場合において、同条中「連絡先」とあるのは「辞職を承認された日」と読み替えるものとする。

（一部改正〔令和6年公安委員会規程1号〕）

第2章 地域交通安全活動推進委員協議会

（名称）

第10条 協議会の名称には、警察署名を冠するものとする。

（役員）

第11条 規則第11条第1項の規定により協議会に置く幹事は、各協議会の実状に応じて2名又は3名とする。

- 2 会長又は幹事は、解嘱、事故等により推進委員の身分を失ったときは、当該会長又は幹事の身分も失うものとする。

（意見の申出の方法等）

第12条 協議会は、法第108条の30第3項の規定により意見を申し出る場合は、別記様式第7号の地域交通安全活動推進委員の活動に関する意見書（以下「意見書」という。）により行うものとする。

- 2 署長は、署長に対する意見書を受理した場合は、当該意見の内容を速やかに検討し、その結果を協議会に回答するものとする。
- 3 署長は、公安委員会に対する意見書を受理した場合は、別記様式第8号の地域交通安全活動推進委員の活動に関する意見書受理報告書に当該意見書を添付の上、交通企画課長を経由して本部長に報告するものとする。
- 4 前項の意見書に関する公安委員会の回答は、必要に応じ、署長を経由して行うものとする。

（報告又は資料の提出要求）

第13条 規則第14条の規定による公安委員会の協議会に対する報告又は資料の提出の要求は、急を要する場合を除き、別記様式第9号の報告又は資料の提出要求書により行うものとする。

（勧告）

第14条 規則第15条の規定による公安委員会の協議会に対する勧告は、別記様式第10号の勧告書により行うものとする。

（推進委員の応援派遣）

第15条 協議会は、必要に応じ、期間及び活動する地域を定めて他の協議会に対し、所属する推進委員の応援派遣を要請することができる。

2 前項の場合において、派遣要請を行おうとする協議会は、事前にその旨を、別記様式第11号の届出書により当該協議会の区域を管轄する署長に届け出るものとする。

3 第1項の派遣要請は、別記様式第12号の要請書により行うものとする。

4 第1項の派遣要請を受けた協議会は、当該派遣を必要と認め、かつ、派遣することとなる推進委員の同意を得たときは、別記様式第13号の届出書により当該協議会の区域を管轄する署長に届け出た上で、要請した協議会に別記様式第14号の回答書により回答し、推進委員を派遣するものとする。

第3章 雑則

(本部長への委任)

第16条 この公安委員会規程に定めるもののほか、推進委員及び協議会に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1 この公安委員会規程は、平成3年1月1日から施行する。

(一部改正〔平成20年公安委員会規程6号〕)

2 活動区域ごとの推進委員の定数は、平成21年3月31日までの間は、別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

警察署	定数
広島中央、広島東、広島西及び安佐南	各警察署につき25人
広島南、呉、海田、廿日市、東広島及び尾道	各警察署につき20人
福山東	17人
福山北	16人
広、安佐北、山県、三原、福山西、庄原及び三次	各警察署につき15人
府中	12人
音戸、江田島、大竹、竹原、木江、安芸高田、因島及び世羅	各警察署につき10人
合計	450人

(追加〔平成20年公安委員会規程6号〕)

附 則 (平成5年12月24日公安委員会規程第3号)

1 この公安委員会規程は、平成6年1月1日から施行する。

2 この公安委員会規程による改正前の公安委員会規程による様式により作成された用紙で、

この公安委員会規程施行の際現に各所属の在庫に係るものは、この公安委員会規程による改正後の公安委員会規程による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則（平成10年4月1日公安委員会規程第2号）

この公安委員会規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月10日公安委員会規程第1号）

この公安委員会規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年5月22日公安委員会規程第14号）抄
（施行期日）

1 この公安委員会規程は、平成14年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この公安委員会規程の施行の際現にこの公安委員会規程による改正前の地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規程第3条第1項の規定により委嘱を受けている者は、この公安委員会規程による改正後の第3条第1項の規定により委嘱を受けた者とみなす。

附 則（平成17年1月27日公安委員会規程第1号）

この公安委員会規程は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日公安委員会規程第5号）

この公安委員会規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日公安委員会規程第4号）

この公安委員会規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日公安委員会規程第6号）

この公安委員会規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月3日公安委員会規程第1号）

この公安委員会規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月5日公安委員会規程第2号）

この公安委員会規程は、平成25年9月2日から施行する。

附 則（平成28年1月28日公安委員会規程第2号）

この公安委員会規程は、平成28年2月29日から施行する。

附 則（平成28年3月24日公安委員会規程第7号）

この公安委員会規程は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第1条に規定する政令で定める日（平成28年4月1日）から施行する。

附 則（平成30年3月8日公安委員会規程第1号）

この公安委員会規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日公安委員会規程第2号）

この公安委員会規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月1日公安委員会規程第1号）

（施行期日）

1 この公安委員会規程は、令和3年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この公安委員会規程による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この公安委員会規程による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和6年3月7日公安委員会規程第1号）

この公安委員会規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

（全部改正〔平成25年公安委員会規程2号〕、一部改正〔平成30年公安委員会規程1号・31年2号〕）

地域交通安全活動推進委員定員

警察署	定数
広島中央警察署	20人
広島東警察署	18人
広島西警察署	25人
広島南警察署	21人
安佐南警察署	31人
安佐北警察署	21人
佐伯警察署	18人
海田警察署	20人
廿日市警察署	16人
大竹警察署	10人
山県警察署	10人
呉警察署	27人

広警察署	14人
江田島警察署	10人
東広島警察署	24人
竹原警察署	10人
福山東警察署	32人
福山西警察署	16人
福山北警察署	18人
尾道警察署	25人
三原警察署	14人
府中警察署	10人
三次警察署	10人
庄原警察署	10人
安芸高田警察署	10人
世羅警察署	10人
合計	450人

別記様式第1号（第2条関係）

（一部改正〔平成28年公安委員会規程2号・令和3年1号・6年1号〕）

様式第2号（第3条、第8条、第9条関係）

（一部改正〔平成28年公安委員会規程2号・7号・令和3年1号・6年1号〕）

様式第3号（第3条関係）

（一部改正〔平成28年公安委員会規程2号・令和3年1号・6年1号〕）

様式第4号（第8条関係）

（一部改正〔平成28年公安委員会規程2号・令和3年1号・6年1号〕）

様式第5号（第8条関係）

（一部改正〔平成28年公安委員会規程2号・令和3年1号・6年1号〕）

様式第6号（第9条関係）

（一部改正〔平成28年公安委員会規程2号・令和3年1号・6年1号〕）

様式第7号（第12条関係）

（一部改正〔平成28年公安委員会規程2号・令和3年1号・6年1号〕）

様式第8号（第12条関係）

（一部改正〔平成28年公安委員会規程2号・令和3年1号・6年1号〕）

様式第9号（第13条関係）

（一部改正〔平成28年公安委員会規程2号・令和3年1号・6年1号〕）

様式第10号（第14条関係）

（一部改正〔平成28年公安委員会規程2号・令和3年1号・6年1号〕）

様式第11号（第15条関係）

（一部改正〔平成28年公安委員会規程2号・令和3年1号・6年1号〕）

様式第12号（第15条関係）

（一部改正〔平成28年公安委員会規程2号・令和3年1号〕）

様式第13号（第15条関係）

（一部改正〔平成28年公安委員会規程2号・令和3年1号〕）

様式第14号（第15条関係）

（一部改正〔平成28年公安委員会規程2号・令和3年1号・6年1号〕）